

令和4年12月21日

衆議院議長 総務大臣 国土交通大臣
参議院議長 外務大臣
内閣総理大臣 財務大臣

あて

静岡県議会議員 藪田 宏行

インバウンドの回復に向けた支援を求める意見書

世界各国においては経済活動の正常化に向け、既に入国者に対する水際対策の緩和が進んでいるが、我が国においても、去る10月11日から1日当たりの入国者数の上限撤廃、訪日個人旅行の解禁、査証免除措置の適用再開など、水際対策の緩和がされた。

また、10月28日には観光立国推進閣僚会議において、「インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」が決定され、円安メリットを最大限引き出し、コロナ禍で大きく落ち込んだ訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の早期達成を目指す旨が示された。

加えて、政府は令和4年度第2次補正予算にインバウンド観光の復活、観光地・観光産業の再生・高付加価値化等を推進するとして1,500億円の追加予算を盛り込んでいる。

コロナ禍で大きく疲弊した観光関連産業にとって、1人当たりの旅行消費額が大きいインバウンドの回復は大いに期待するところであり、我が国経済、特に地域経済の活性化の点からも極めて重要である。

しかしながら、インバウンドの回復が望まれる一方で、訪日観光客の受入れ体制は必ずしも万全とは言えない。コロナ禍で大量の離職者が生じた観光関連産業は深刻な人手不足に陥っている。また外国人観光客を受入れる側の国民の意識として、インバウンドを歓迎する準備ができていないと言いはし難い。そのほか中国のゼロコロナ政策により、コロナ禍以前に中国人観光客の割合が高かった地域では、水際対策が緩和されてもインバウンド需要の回復が遅くなるとの見通しもある。

よって国においては、インバウンドの回復による観光関連産業の復活と我が国経済の活性化を図るため、下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 観光関連産業の人手不足解消のため、即戦力となる人材の育成・確保などの観光人材政策を早急かつ積極的に推進すること。
- 2 インバウンド来訪に対する国民の不安を解消するため、観光庁ガイドラインの内容や行動規範の遵守事項などについて十分な周知を行うこと。
- 3 政策パッケージや観光地・観光産業の再生・高付加価値化等の推進に向け、地方への助言及び財政支援を積極的に行うこと。
- 4 幅広い国や地域から観光客を誘致するため、全世界に向けたプロモーション活動を行うとともに、地方が実施するプロモーション活動や観光関連施設等の多言語化を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。